

## 【高齢者福祉課からのお知らせ①】 介護保険に関するお知らせ

### 社会福祉法人による介護保険サービス利用料の負担軽減措置について

経済的に困りの方が、社会福祉法人が運営する介護サービス等を利用される際（利用先の社会福祉法人が軽減措置を実施している場合に限る）、利用者負担や食費、居住費について、その一部が軽減される場合があります。

なお、利用者負担の軽減を受けるためには、社会福祉法人に「確認証」を提示することが必要です。下の表の対象者1～5を全て満たす方で、「確認証」の交付を希望される方は、申請書を高齢者福祉課まで提出してください。

対象となるサービスの種類	軽減の対象となる費用	対象者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護 ●介護予防訪問介護</li> <li>●夜間対応型訪問介護</li> <li>●定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>●複合型サービス ●第1号訪問事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担</li> </ul>	<p>※軽減を行う社会福祉法人のサービス事業者からサービス提供を受ける方のうち、町民税世帯非課税の方で、次の①～⑤のすべてを満たす方</p> <p>① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</p> <p>② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</p> <p>③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●通所介護 ●介護予防通所介護</li> <li>●地域密着型通所介護</li> <li>●認知症対応型通所介護</li> <li>●介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>●第1号通所事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担</li> <li>・食費</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●短期入所生活介護</li> <li>●介護予防短期入所生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担</li> <li>・食費</li> <li>・滞在費</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模多機能型居宅介護</li> <li>●介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担</li> <li>・食費</li> <li>・宿泊費</li> </ul>	<p>※サービス利用に係る1割の利用者負担、並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費の25%を軽減します（高齢福祉年金受給者の方は50%を軽減）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護福祉施設サービス</li> <li>●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担</li> <li>・食費</li> <li>・居住費</li> </ul>	<p>※生活保護受給者の方は個室利用に係る居住費（滞在費）のみが全額軽減されます。</p>

※詳細は下記までお問合せください。

問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119

## 【高齢者福祉課からのお知らせ②】

### 要介護認定を受けている方の税の申告について（障害者控除及び医療費控除について）

所得税や住民税の申告の際、以下の要件を満たしている場合、それぞれ控除を受けることができます。

#### 障害者控除について

- 身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方⇒『障害者控除』の対象となります。
- 上記の手帳をお持ちではない方 ⇒身体状況等が一定の条件\*1に該当する方も、町で発行する「①障害者控除対象者認定書」の交付により『障害者控除』の対象となります。

※1身体状況等の一定の条件＝要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体障害者または知的障害者の障害程度の判定基準と同程度の障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度の状態が確認された方です。

#### おむつ代医療費控除について

- 初めての方＝主治医発行の「おむつ使用証明書」により『医療費控除』を受けることができます。
- 2年目以降＝身体状況等が一定の条件\*2に該当する方のみ、町で発行する「②おむつ代医療費控除に係る確認書」の交付により『医療費控除』を受けることができます。

※2身体状況等の一定の条件＝要介護認定申請の際に提出された主治医意見書に“寝たきり状態”かつ“おむつを要する状態”の記載が確認された方です。

①・②の交付には、高齢者福祉課で申請が必要です。必要書類等ご不明な点は、下記までお問合せください。

問合せ 高齢者福祉課 介護認定グループ ☎21-2119